

## 飯田市歴史研究所における研究活動上の不正防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、研究活動上の不正（以下「不正」という。）が研究活動全体に深刻な影響を及ぼすとともに、飯田市歴史研究所（以下「研究所」という。）の社会的信用を失墜させる重大な問題であることに鑑み、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を受け、研究所における適正な研究活動に資するため、不正防止等に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 研究所外の団体及び機関から交付され、研究所管理者が経理受託する金銭をいう。
- (2) 研究者 研究所の職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (3) 事務職員 研究所の職員のうち、事務に従事している者をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ等の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為及び故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為とする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既に発表された論文又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership 論文著作者を適正に公表しないこと。
- (6) 研究費の不適切な使用 実態と異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定め、県関係規程等に違反して研究費を使用すること。

3 前項第1号から第3号までに掲げる行為であって、正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。

### (研究者の責務)

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 前項に定める「一定期間」は、論文や報告等、研究成果発表の基となった資料（文書、数値データ、画像など）については、原則として当該論文等の発表後10年とする。

### (管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等)

第4条 研究費の運営管理に関わる権限と責任の体系を明確化するため、次に定める者を置く。

- (1) 最高管理責任者 研究理念の向上及び不正行為の防止等に関し、研究所全体を統括する権限を持つとともに、公正な研究活動の管理並びに適正な研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、市長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の管理並びに適正な研究費の運営及び管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を有する者とし、副所長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者 研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を有する者とし、副所長をもって充てる。
- (4) 研究倫理教育責任者 研究倫理教育について責任を有する者とし、所長をもって充てる。
- (5) 監事 研究所における公的研究費の監査をする者とし、飯田市監査委員事務局職員をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 統括管理責任者及びコンプライアンス責任者が責任を持って公正な研究活動の管理並びに適正な研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。
- (2) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たって、重要事項を審議する幹部会議及び全体会議（以下「幹部会議等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について職員等と検討を行うものとする。
- (3) 不正防止に向けた取組を促し、及び様々な啓発活動を定期的に行い、もって研究者及び事務職員（以下「構成員」という。）の意識の向上と浸透を図るものとする。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下のことを行う。

- (1) 研究所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、研究所内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究所において、構成員に対して定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 研究所において、構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 研究倫理教育責任者は、研究所に所属する研究者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行い、その受講状況を管理監督しなければならない。

6 監事は、不正の防止に関する内部統制の整備及び運用の状況について確認しなければならない。この場合において、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング又は内部監査によって明らかになった不正の発生の要因が不正防止計画に反映されていること及び不正防止計画が適切に実施されていることを確認し、幹部会議等において意見を述べるものとする。

（コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画の策定及び実施）

第5条 統括管理責任者は、前条第3項の規定により、コンプライアンス教育及び啓発活動に関

する実施計画を策定するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の実実施計画に基づき、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を、次に掲げるとおり実施する。
  - (1) コンプライアンス教育の内容は、構成員の職務内容や権限及び責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
  - (2) 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、構成員の受講状況及び理解度について把握する。
  - (3) 運用ルール、手続、告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等を構成員に理解させ、コンプライアンス教育を受講した際に誓約書等の提出を求めるものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、第1項の実実施計画に基づき、不正を起こさせない組織風土の形成のために、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(不正防止計画の策定及び実施)

第6条 不正防止計画は、最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、策定しなければならない。この場合において、優先的に取り組むべき事項を明確にするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とし、モニタリングの結果等の状況等を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、その対応のため、不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。
- 3 不正行為を防ぐため、最高管理責任者の下に、研究所全体の観点から不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部を置く。
- 4 防止計画推進部は、統括管理責任者、総務係員をもって構成し、統括管理責任者を部長とする。
- 5 防止計画推進部は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動等の計画を含む。）を策定し、及び実施し、その状況を確認すること。
  - (2) 第25条第1項に規定する内部監査員と連携し、不正を発生させる要因を確認するため、機関全体の状況を体系的に整理し評価すること。
  - (3) 監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行うこと。

(研究費の事務処理)

第7条 研究費の事務処理に関し研究者と事務職員の権限と責任について、統括管理責任者の下で、研究所内の合意形成を図る。

- 2 統括管理責任者は、業務の分担の実態と研究所が定める職務分掌との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずることとする。

- 3 研究費の事務処理については、飯田市財務規則（昭和56年3月31日規則第7号）、飯田市事務処理規則（昭和56年4月1日規則第7号）の定めに準ずる。
- 4 前項の規則等によらない場合は、統括管理責任者が別途定めるものとする。

（研究費の事務処理手続）

第8条 前条に規定する事務処理に関し手続に関する規範の明確化を図り、研究者と事務職員との間の統一的な理解を図るため、次に掲げる事項の整備を図るものとする。

- (1) すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいように、機関としてルールの一貫を図り、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
  - (2) ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員及び謝金、旅費等の支給を受ける調査協力者に対して当該ルールの周知を徹底する。
  - (3) 事務処理手続に関する相談窓口を総務係庶務担当に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。
- 2 研究費に関わる研究員及び事務職員は、科研費等の運営・管理等に関わる研修会等に参加し、「科研費の運営・管理等に関する誓約書」（以下「誓約書」という）を提出するものとする。「誓約書」を提出しない場合は、科研費等の申請及び運営・管理に関わることはできないこととする。
  - 3 研究費の事務処理手続に関するルールについては、飯田市財務規則及び飯田市歴史研究所科学研究費助成事業－科研費－等補助金取扱要領に定めるところにより、具体的な研究活動上の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

（研究費の適正な運営・管理活動）

第9条 研究費の適正な予算執行を行うため、次に掲げる事項により研究費の実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、運営管理するものとする。

- (1) 統括管理責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を把握するものとする。
  - (2) 統括管理責任者は、予算の執行状況を概ね2か月ごとに検証し、予算執行が当初計画に対し、実態に即していない場合、もしくは著しく遅れていると判断した場合、研究者に対し改善を勧告する。
  - (3) 不正な取引は、研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、物品業務等の提供の発注及び履行確認については総務係庶務担当が行う。
  - (4) 研究者の依頼に基づいた出張伺い、業務終了後の復命書等による事実確認は総務係庶務担当が行う。
  - (5) 統括管理責任者は、短期臨時職員の勤務状況等の研究費管理体制を整備しなければならない。
  - (6) 前各号の規定によらない場合は、統括管理責任者が別途定めるものとする。
- 2 前項のシステムについては、飯田市財務規則、飯田市職員等の旅費に関する条例（昭和32年3月24日条例第43号）及び飯田市歴史研究所科学研究費助成事業－科研費－等補助金取扱要領に基づいて行うものとする。
  - 3 取引業者に対し「誓約書」の提出を依頼し、提出しない場合は取引を行わないこととする。

(告発の受付の体制)

第10条 不適切な研究費の使用又は不正行為の告発若しくは相談への適切な対応を行うため、研究所に受付窓口を置く。

- 2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発を行うことができる。
- 3 第1項の告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ等の名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 第2項の規定により不適切な研究費の使用又は不正行為の告発があった場合は、統括管理責任者は、速やかにこれを最高管理責任者に報告するものとする。

(告発の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口において相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、統括管理責任者は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。
- 5 前4項に規定する告発の相談についての当事者の保護は、第13条の規定を準用する。

(制度の周知)

第12条 統括管理責任者は、前2条に規定する制度について、機関の構成員に対してはその具体的な利用方法を周知し、取引業者等の外部者に対してはその仕組みについて周知を図るものとする。

(告発者及び被告発者の保護)

第13条 研究所の構成員は、告発をしたことを理由として、当該告発をした者（以下「告発者」という。）に対して不利益な取扱いをしてはならない。ただし、悪意をもって虚偽の告発をした者については、必要に応じて、第24条による処分等を行うものとする。

- 2 研究所の構成員は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該告発をされた者（以下「被告発者」という。）に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者、統括管理責任者及び調査等に関わる者（本条において「調査関係者」という。）は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。ただし、特段の理由がある場合及び調査結果等の公表後における公表内容については、この限りではない。
- 4 調査関係者は、本調査に当たっては、当該調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき事項が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。
- 5 この規定に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはな

らない。その職を退いたあとも、また、同様とする。

(本調査の要否)

第14条 最高管理責任者は、統括管理責任者を指揮して不適切な使用又は不正行為の告発内容について、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関及び文部科学省に報告するものとする。報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様とする。

- 2 最高管理責任者は、必要に応じ第15条第1項の規定により調査委員会を設置して前項の予備調査に当たらせることができる。
- 3 最高管理責任者は、第1項に定める本調査の要否の判断を行った場合、次のとおり通知を行うものとする。
  - (1) 本調査を実施すると判断した場合、告発者及び被告発者に対して、本調査を実施すること及び本調査への協力を求める通知
  - (2) 本調査を実施しないと判断した場合、告発者に対して本調査を実施しないこと及び本調査を実施しないことを判断した理由を付した通知
- 4 前項第2号の通知を行った場合は、資金配分機関若しくは関係省庁又は告発者の開示請求に応じられるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(不正に係る調査委員会の設置)

第15条 不正に係る調査については、調査委員の半数以上が外部有識者で構成される調査委員会を設置する。また、調査委員は機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成するものとする。

- 2 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始し、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

(本調査の実施)

第16条 調査委員会は、前条第2項における本調査の実施の決定があった場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、当該調査への協力を求めるものとする。

- 2 調査委員会は、本調査を実施するにあたり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等の精査並びに告発者からの説明を受けることによって得られた物的及び科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、被告発者が自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続ののっとり行われたこと、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 5 研究所は、必要に応じて、被告発者に対し、調査の間、当該調査対象の研究費の使用停止を

命ずることができる。

(認定)

第17条 調査委員会は、前条に定める調査の結果、次の2号のいずれかに該当する場合は、不正行為と認定（以下「不正行為の認定」という。）することができる。ただし、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為の認定をすることはできない。

(1) 被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないとき

(2) 保存義務期間の範囲に属する生データ、実験及び観察に係る資料、実験試料及び試薬、関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき

2 調査委員会は、前条に定める調査の結果、不正行為が行われなかったと認定した場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、告発者に弁明の機会を与えたうえで、その旨を認定することができる。

3 調査委員会は、不正行為の認定を行った場合、次の通り報告及び通知をしなければならない。

(1) 統括管理責任者に対して、直ちに不正行為の認定を行った旨の報告

(2) 被告発者に対して、不正行為の認定を行った旨の通知

4 統括管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、最高管理責任者にその内容を報告するとともに、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

5 調査委員会は不正の有無及び、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定し、必要に応じて、第24条による処分等を行うための意見を最高管理責任者に申し出るものとする。

(調査委員会の委員に対する異議申立)

第18条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、統括管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議申立を行うことができる。ただし、調査委員会の委員に関する異議申立は、同一の理由で二度申立てることはできない。

3 統括管理責任者は、前項の異議申立があった場合は、当該異議申立の内容を審査のうえ、最高管理責任者と協議し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立に係る調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(不正行為の不服申立)

第19条 不正行為を行ったものと認定された被告発者は、その認定に係る通知を受けた日から起算して14日以内に、研究所に不服申立をすることができる。ただし、不正行為に対する不服申立は、その期間内であっても、同一理由で繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立の審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立をすることができる。

3 第1項又は前項の不服申立があった場合、統括管理責任者は、その事案に係る配分機関等及

び文部科学省に報告しなければならない。

- 4 不服申立の審査は、調査委員会が行う。その際、不服申立の趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、統括管理責任者は、最高管理責任者と協議のうえ、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 5 前項に定める新たな調査委員は、第15条第1項に準じて指名するとともに、第18条に準じた手続きを行う。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立を却下すべきものと決定した場合には、直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告の後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 調査委員会は、不服申立に対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に再調査を行う旨報告した後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 8 最高管理責任者は、被告発者から不服申立があったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立があったときは、当該告発者が研究所以外の機関に属している場合は、当該所属機関及び被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に通知する。不服申立の却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

#### (再調査)

- 第20条 前条に基づく不服申立について、再調査を実施する決定をした場合は、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合は、調査委員会は、直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に手続の打ち切りを報告した後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
  - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに統括管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
  - 4 統括管理責任者は、前項の調査結果について、最高管理責任者に報告しなければならない。
  - 5 統括管理責任者は、前項に基づく最高管理責任者への報告後、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。また、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

#### (調査結果の公表)

- 第21条 統括管理責任者は、最高管理責任者と協議のうえ、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当該機関が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がな



される前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査方法・手順等を含むものとする。
- 6 統括管理責任者は最高管理責任者と協議のうえ、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第22条 研究所は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に対し、報告、協議しなければならないものとする。

- 2 研究所は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期間までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 3 研究所は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに配分機関に報告書を提出しなければならない。
- 4 研究所は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告に係る報告書を当該配分機関に提出しなければならない。
- 5 研究所は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関の資料の提出若しくは閲覧の求め又は現地調査に応じなければならない。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第23条 研究費の適正な使用について、研究者及び事務職員が自覚し、行動することができるよう、次に掲げる事項によりその意識向上を図るものとする。

- (1) 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、研究所による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
  - (2) 事務職員は専門的能力を持って公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を研究所内に浸透させる。
- 2 研究者及び事務職員は、研究所における研究活動に係る行動規範を遵守するものとする。

(是正措置及び懲戒)

第24条 研究費の不適切な使用又は不正行為が明らかになったときは、必要な是正措置を行うものとする。

- 2 研究所の職員による不正行為が明らかになったときは、職員の懲戒に関する条例、飯田市職員の懲戒処分等の指針により処分を行う。

- 3 研究所の職員以外の者による不正行為が明らかになったときは、速やかにその者の本務先と連携をとり、必要な処分等を行う。
- 4 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の処分を行うものとする。
- 5 本条各項の規定に関わらず、不適切な使用又は不正行為が明らかになったとき、研究所は、必要な法的措置をとることができる。

(監査のあり方)

第25条 研究費の適正な管理及び不正の発生を防止するため、次に掲げる事項により実効性のある監査制度を整備するものとする。

- (1) 会計課及び教育委員会事務局から内部監査員を選任する。
  - (2) 内部監査員は、会計書類の形式的要件等の財務情報に関する監査を実施するほか、研究費の管理体制の検証を行う。
  - (3) 内部監査員は、防止計画推進部との連携を強化し、機関の実態に即して要因を分析した上で監査を実施する。
  - (4) 内部監査員は、専門的な知識を有する監査委員事務局との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備及び運用の状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営及び管理の在り方等について定期的に意見交換を行い、内部監査の質の向上を図るものとする。
- 2 前項のモニタリングは、全ての研究費の執行に関して、飯田市歴史研究所研究費等内部監査手続要領の規定に準じて行うものとする。
  - 3 内部監査員は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。
  - 4 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用して周知を図り、機関全体として同様のリスクの発生を防止する。
  - 5 研究所は、文部科学省が行う次の調査について、協力するものとする。
    - (1) 履行状況調査（毎年、一定数に対して実施）
    - (2) 機動調査（緊急・臨時の案件に機動的に実施）
    - (3) フォローアップ調査（履行状況・機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じて実施）
    - (4) 特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月26日から施行する。